

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 6 月28日

【会社名】 株式会社 青森銀行

【英訳名】 The Aomori Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 成 田 晋

【本店の所在の場所】 青森市橋本一丁目 9 番30号

【電話番号】 代表 青森（017）777局1111番

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 佐々木 知 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町四丁目 4 番10号

株式会社青森銀行 東京事務所

【電話番号】 代表 東京（03）3270局3587番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 高 橋 勇 人

【縦覧に供する場所】 株式会社青森銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋室町四丁目 4 番10号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当行は、平成28年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金3円 総額 611,248,464 円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月24日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社へ移行するための規定の新設等を行う。

2. 責任限定契約を締結することができる役員等の範囲を変更する。

3. 条文の新設および削除に伴う条数の繰り上げ等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

浜谷 哲、成田 晋、建部礼仁、出町文孝、川村明裕、竹内 均、佐々木知彦、石川啓太郎を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

杉山大幹、大矢 卓、石田憲久、櫛引利貞を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、年額216百万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額55百万円以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

株式報酬型ストックオプションとして新株予約権に関する報酬額を、年額40百万円以内の範囲で割り当てる。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案	118,270	94	0	(注) 1	可決 91.55
第2号議案	117,836	258	0	(注) 2	可決 91.21
第3号議案				(注) 3	
浜谷 哲	116,875	1,487	0		可決 90.47
成田 晋	117,836	526	0		可決 91.21
建部 礼仁	117,893	469	0		可決 91.25
出町 文孝	117,894	468	0		可決 91.25
川村 明裕	117,891	471	0		可決 91.25
竹内 均	117,893	469	0		可決 91.25
佐々木 知彦	117,892	470	0		可決 91.25
石川 啓太郎	117,864	498	0		可決 91.23
第4号議案				(注) 3	
杉山 大幹	116,640	1,721	0		可決 90.28
大矢 卓	106,410	11,951	0		可決 82.36
石田 憲久	106,411	11,950	0		可決 82.37
櫛引 利貞	106,414	11,947	0		可決 82.37
第5号議案	118,148	214	0	(注) 3	可決 91.45
第6号議案	118,143	219	0	(注) 3	可決 91.45
第7号議案	117,802	560	0	(注) 3	可決 91.18

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。